



★ 業務紹介 ★

「強化プラスチック製二重殻タンク本体等の評価等に係る業務」の開始について

土木審査部・業務部

1. はじめに

当協会では、平成7年4月に施行された改正政令等により強化プラスチック製二重殻タンク（以下「FF二重殻タンク」という。）の構造等が規定されたことを受け、平成8年11月からFF二重殻タンク本体及び漏えい検知設備の型式試験確認を実施してきましたが、近年、FF二重殻タンク本体の破損又は変形する事例等が散見されています。

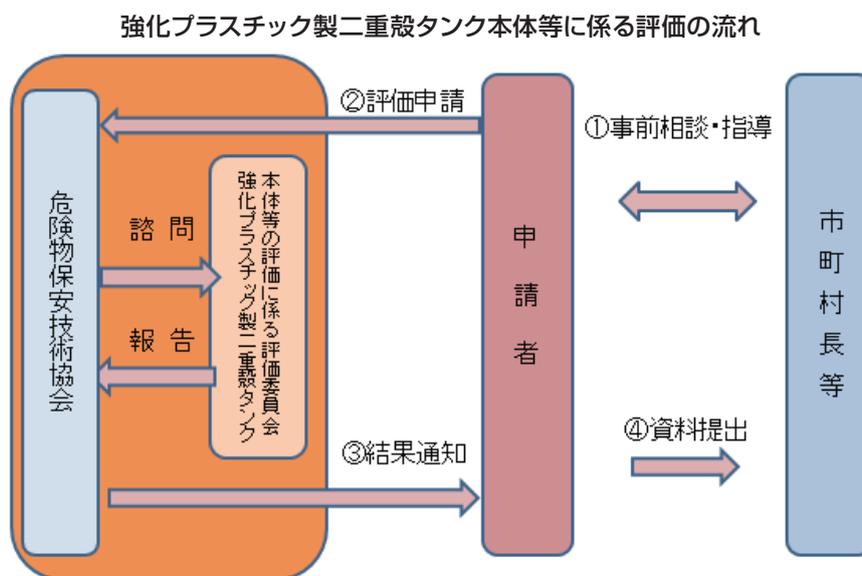
平成27年度と平成28年度に当協会で開催した自主研究「FF二重殻タンクの破損要因に関する検討委員会」において、過去に破損したFF二重殻タンクでは、砕石基礎による施工が適切に行われていなかったことが判明し、消防庁からは、「地下貯蔵タンクの砕石基礎による施工方法について（通知）」の一部改正について（平成29年12月15日付け消防危第205号）が発出され、砕石基礎による適切な施工について通知されています。

また、平成29年度には、当協会に設置した「FF二重殻タンクの安全性向上に関する検討委員会」により、FF二重殻タンクは基礎と一体で安全性を確認する必要があるとされ、平成30年3月に「強化プラスチック製二重殻タンクの構造安全性に関するガイドライン」が取り纏められました。

これらを踏まえ、当協会では、FF二重殻タンクの埋設状況とFF二重殻タンクの構造安全性を一体とした性能評価業務を行うこととしましたのでお知らせいたします。

2. 業務の流れ

申請者からの申請により、当協会に設置する「強化プラスチック製二重殻タンク本体等の評価に係る評価委員会」に諮問し、その報告を受け、評価結果を交付します。



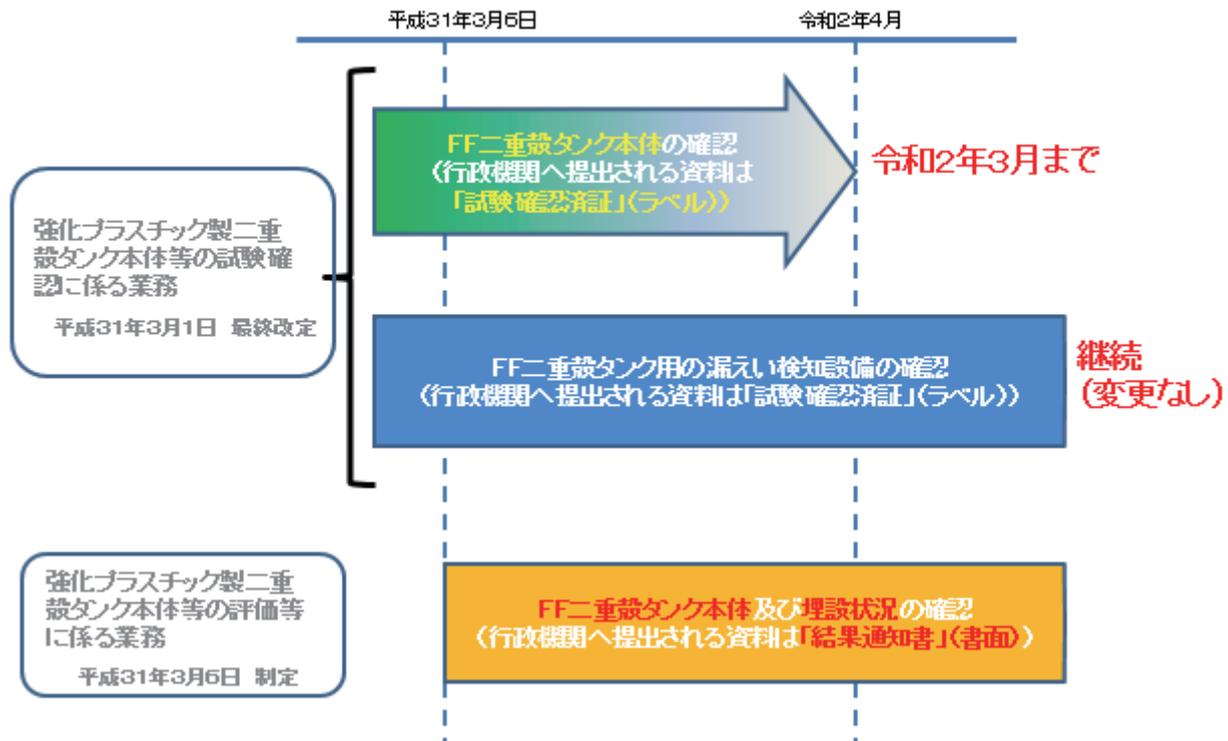
また、FF二重殻タンクを製造・出荷した後は、埋設施工する危険物施設の現場ごとに、FF二重殻タンク本体の構造、使用材料、製造方法及び検査結果などの他、埋設状況の確認を書面等で行います。

確認した結果は、埋設施工する危険物施設の現場ごとに「強化プラスチック製二重殻タンク本体等の個別確認に係る結果通知書」により申請者に通知しますので、完成検査等の書類にご活用ください。

3. その他

「強化プラスチック製二重殻タンク本体等の評価等の業務」の開始に伴い、従来の埋設状況の確認を行っていないFF二重殻タンクの試験確認業務（漏えい検知設備に係る試験確認を除く。）については、令和2年3月末日を目処に廃止する予定です。（令和2年3月末日までは、従来の埋設状況の確認を行っていないFF二重殻タンクに、試験確認済証（ラベル）を貼付することができます。）

FF二重殻タンクの評価・確認業務の見直しによる制度見直しについて



本評価業務の詳細につきましては、当協会ホームページの「強化プラスチック製二重殻タンク本体等の評価等に係る業務規程」「強化プラスチック製二重殻タンク本体等の評価等に関するガイドライン」をご覧ください。

※「強化プラスチック製二重殻タンク本体等の評価等に係る業務規程」

http://www.khk-syoubou.or.jp/pdf/guide/evaluate_performance/10-01.pdf

※「強化プラスチック製二重殻タンク本体等の評価等に関するガイドライン」

http://www.khk-syoubou.or.jp/pdf/guide/evaluate_performance/10-02.pdf